

## 新潟市食品等の自主回収に関する取扱要綱

制定 平成23年 1月24日

改正 平成24年12月18日

平成26年 3月24日

平成27年 3月31日

平成28年 1月25日

### (目的)

第1条 この要綱は、営業者等が新潟市食品衛生法施行条例（平成12年新潟市条例第9号。）別表第2第1第12項第2号及び別表第3第1第10項の規定により回収等の措置を実施する場合又は食品表示法（平成25年法律第70号。以下「表示法」という。）第5条に違反するものを自主回収する場合に、新潟市保健所長（以下「保健所長」という。）が消費者に健康への影響を及ぼす又はその恐れのある食品に関する情報を早期に把握し、営業者に対する必要な指導、助言及び支援を行うことにより、食品等に起因する健康への危害の発生又は拡大を防止することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 営業者等 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第4条第8項に規定する営業者又は食品表示法第2条第3項に規定する食品関連事業者等をいう。

(2) 自主回収 営業者等が製造、加工、輸入、販売等（以下「製造等」という。）を行った食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）のうち、法に違反するもの、表示法違反に起因する健康被害が発生するおそれのあるもの、健康への悪影響が想定されるもの等について、自ら回収を実施することをいう。

### (自主回収の着手報告)

第3条 営業者等は、自主回収に着手しようとするときは、速やかに別記様式第1号による自主回収着手報告書を保健所長に提出するものとする。

### (自主回収の終了報告)

第4条 自主回収を行った営業者等は、当該回収を終了したときは、速やかに別記様式第2号による自主回収終了報告書を保健所長に提出するものとする。

### (回収終了後の措置)

第5条 営業者等は、自主回収した食品等について、廃棄その他の必要な措置を行なったときはその記録を保管するものとする。

### (指導及び助言)

第6条 保健所長は第3条に規定する自主回収着手報告書及び第4条に規定する自主回収

終了報告書を受理したときは、報告内容を確認し、報告を行った営業者等に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(公表)

第7条 保健所長は、自主回収着手報告書を受理したときは、自主回収を促進するため、次の各号に掲げる事項を新潟市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載するものとする。

- (1) 自主回収着手報告書の受理年月日
- (2) 自主回収着手報告書を提出した営業者等の名称及び所在地
- (3) 回収する食品等を特定する情報（商品名、包装形態、期限表示及びロット等）
- (4) 回収の理由
- (5) 問合せ先
- (6) その他必要な情報

2 前項に規定する公表の期間は、当該回収に係る自主回収着手報告書を受理した日から起算して7日間とする。ただし、掲載期間以内に回収が終了しない場合又は保健所長が必要と認める場合は公表期間を延長することができる。

3 第1項の規定に係らず次に掲げる場合は、保健所長の判断により、市ホームページでの公表は行わず、指導及び助言にとどめることができる。ただし、営業者等が市ホームページでの掲載を希望する場合は保健所長の判断により掲載することができる。

- (1) 法違反又はその恐れはあるが、健康を損なう恐れが考えられない場合
- (2) 販売先が特定されており、個別に周知が図られ、全て回収が可能な場合
- (3) 営業者等が自らのホームページや社告等で公表する場合
- (4) その他広く市民に情報を提供する必要が認められない場合  
(都道府県等への情報提供)

第8条 市は、回収する食品等が市外に流通する場合は、関係する都道府県及び保健所を設置する市（以下「都道府県等」という。）に市が把握した自主回収情報を提供する。

2 表示法に違反して自主回収する場合であって保健所長が必要と認める場合は、当該食品又は添加物の表示内容に責任を有する食品関連事業者（表示法第2条第3項第1号に規定するものをいう。）の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県等に情報を提供する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 新潟市保健所長

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者氏名)

## 自主回収着手報告書

(製造輸入加工販売) した食品等について、下記のとおり自主的な回収に着手したので、報告します。

記

|   |       |
|---|-------|
| 回収する食品等の商品名<br>(名称)   |       |
| 回収する食品等を特定する情報<br>(形態, 容量, 消費期限,<br>賞味期限, 製造番号,<br>表示事項等)<br>※ 製品の表示事項, 写真があれば添付してください。 |       |
| 食品等の出荷(販売)年月日, 出荷先(販売店)及びその数量<br>※ 多数ある場合は, 別紙を添付してください。                                |       |
| 回収を開始した年月日  | 年 月 日 |

|  |  |
|--|--|
| 製造等が行われた事業所の名称及び所在地  |  |
| <p>回収の理由</p> <p>※ 上段で該当する項目を選択し、下段にその具体的な内容を記入してください。</p>  | <p><input type="checkbox"/> 1 食品衛生法に違反するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 2 食品表示法に違反するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 3 健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> (1) 衛生管理の不備による異常</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> (2) 健康上の被害が生じているもの</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> (3) 行政処分を受けた場合であって、対象処分品と同様の違反が疑われるもの</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> (4) その他</p> <p>具体的な内容：</p> |
| <p>回収に至った原因</p> <p>※ 不明の場合は、その旨を記入してください。</p>  |  |
| <p>回収方法</p> <p style="font-size: 2em;">⎓</p> <p>回収方法，回収情報の周知方法，問い合わせ先，回収品の保管場所，回収終了予定等</p> <p>※ 社告，ホームページの掲載等を行う場合は，その内容を添付してください。</p> |  |
| <p>想定される健康への影響</p>   |  |
| <p>担当者所属部署及び担当者名</p>   | <p>電話番号</p>  |
| <p>備考</p>  |  |

備考1：この報告書に記載された内容は、自主回収を促進するため、新潟市ホームページに掲載されます。

2：該当する項目の□にレ印を記入してください。

年 月 日

(宛先) 新潟市保健所長

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者氏名)

## 自主回収終了報告書

年 月 日に報告した、下記の食品等の自主的な回収について、回収が終了したので、下記のとおり報告します。

記

|  |       |
|--|-------|
| 回収された食品等の商品名<br>(名称)                               |       |
| 回収終了年月日  | 年 月 日 |
| 回収された食品等の数量<br>※ 複数のロットがある場合は、ロットごとの数量を記入してください。   |       |
| 回収に至った原因<br>※ 自主回収着手報告書の提出後に新たに判明したものについて記入してください。 |       |

|                       |      |
|-----------------------|------|
| 再発防止のために講じた措置         |      |
| 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 |      |
| 処分等を行う予定時期            |      |
| 担当者所属部署及び担当者名         | 電話番号 |
| 備 考                   |      |